



インタビュー

社会の安定と 発展のための 法的基盤整備 をめざして

平岡秀夫
法務大臣にきく

平成23年9月9日、就任直後の平岡秀夫法務大臣（山口県弁護士会）を平山正剛理事長・飯田隆広報委員長・鈴木善和幹事長・柳楽久司本紙編集長が法務大臣室に訪問し懇談した。

—ご就任おめでとうございます。まずは就任にあたっての抱負をお聞かせいただけますでしょうか。

法務省の仕事というのは、派手さはありませんが、「国の背骨」のような役割であると思っています。国民の権利がしっかり守られる安定した社会を築くという重責に、身の引き締まる思いがします。

—重点的に取り組みたい課題は？

野田総理からは6つの重要政策課題について指示を受けているのですが、私が特に重要だと考えているのは、まず法務行政に対する失われた国民の信頼を回復すること、とりわけ検察改革、取調べの可視化などの新たな刑事司法制度の構築です。また、少年法を始めとする関係法制度の適切な運用によって、青少年の健全な育成につながるような法務行政を行っていきたくと思っています。そして、社会の安定と発展のための法的基盤整備です。その意味で、会社法制の整備も重要だと考えています。

—弁護士や弁護士会に対するメッセージを。

弁護士の皆様にはこれまでも法務委員会の活動などで大変お世話になってきました。野党時代とはまた違った関係になるのかもしれませんが、これまで築いてきた信頼関係を大切に、率直な意見交換を行いながら各種課題に取り組んでいきたいと思っていますので、これからもよろしくお願ひします。

（聞きて 柳楽久司本紙編集長）



平岡秀夫大臣を囲んで

東日本大震災支援活動の 現状と課題

司会 鈴木善和 幹事長

柳楽久司本紙編集長



石橋乙秀会員
岩手弁護士会所属
34期
岩手弁護士会東日本大震災
災害対策本部長



内田正之会員
仙台弁護士会所属
40期
日弁連災害復興支援委員会
委員



高橋金一会員
福島県弁護士会所属
41期
福島県弁護士会災害復興対策本部
本部長代行



山谷澄雄会員
仙台弁護士会所属
43期
仙台弁護士会災害復興支援委員会
委員長

はじめに

【鈴木幹事長】

弁政連幹事長の、鈴木善和でございます。昨日は3月11日から4ヵ月ということで、各地で慰霊祭が行われていたということもお聞きしております。亡くなられました多数の方々のご冥福を改めてここで祈らせていただきます。先週の7月8日ですが、東北弁護士連合会の大会が秋田で開かれておりましたが、そこでは「大震災に弁護士、弁護士会が何をできるのか」と題するシンポが開催されておりました。私も出席いたしました。そこで改めて強く認識したことは、今本当に政治が求められているのではないかと、先例や既存の制度、法律を乗り越えて被害に遭った被災者の方々に希望を与えられるのは政治ではないかと思う中で、弁護士として、被災者の方々に寄り添って活動をされている現場からの声を政治の場に届けたいということで、本日の座談会を開かせていただきました。

それでは、まず自己紹介をお願いします。

【石橋氏】

岩手弁護士会の石橋です。岩手弁護士会の災害対策本部の本部長をしております。実は岩手弁護士会は今年の2月、弁政連の岩手支部ができて、やれやれと思っていたのですが、こういう大震災ということでまた国会議員とか県議員の方と接触する

機会が多くなりました。そういう意味でも支部を作って良かったなと思っています。

【内田氏】

仙台弁護士会の内田です。今現在は仙台弁護士会の常議員会の議長をしております、仙台弁護士会災害対策本部の本部員、仙台弁護士会災害復興支援委員会の渉外部会の部会長、震災の起きた当時は仙台弁護士会法律相談センター運営委員会の委員長という立場にあって、震災直後の相談、体制の構築といったことに携わりました。

【山谷氏】

同じく仙台弁護士会の山谷です。弁政連仙台支部の幹事長をしております。災害の関係では、仙台弁護士会の災害復興支援委員会の委員長をしております。災害対策本部の副本部長もしております。日弁連の災害委員会の副委員長をしております。弁政連の関係は前々から議員会館や地元事務所に要請活動をしていました。去年は給費制の問題が中心でした。その前は可視化の問題等を中心にして活動してまいりました。

【高橋氏】

高橋金一です。3月11日当時は福島県弁護士会の会長でした。今は会長が終って悠々できるはずだったのですが、福島県弁護士会災害復興対策本部の本部長代行ということで、主として日弁連とか他会からの支援の受け入れ調整の交渉窓口などを担当して

おります。弁政連の福島県支部が出来て3年目くらいになるのですが、福島県支部の理事ということで、去年は給費制の問題で議員会館を訪問したりしました。よろしくお祈りします。

3 県の被害の実情



【鈴木幹事長】

では早速お話を伺っていきたくと思いますが、まず岩手県の実情について、石橋先生からお話いただけますか。

【石橋氏】

岩手県全体の人口は133万人で、そのうち被災地の人口は27万くらいです。その中で現在亡くなった方が4,500名くらいおられて、行方不明者の方が2,800人くらいおられるという状況です。全半壊の家が23,000棟くらいあります。水産業の被害がやはり一番多くて、推計では2,360億円という被害、農業が581億円、工業が890億円、商業が445億円という関係になっています。ちょっと忘れられているのですが林業も結構被害を受けていて、193億円という被害です。岩手県全体でどれくらいの被害かというのが一番分かり易い数字として資本ストックの被害推計というのが出ていて、被災地は既存の47.3%の資本ストックの被害を受けているということで、要するに半分完全にダメになってしまったという凄まじい被害です。多くは津波による被害です。ですから、津波に遭ったところと遭わないところの格差がひどくて、例えば釜石市に行くと釜石駅の前で被災地と被災地ではないところ、つまり津波がきたところと来ないところの差が歴然としています。本当に全滅した地域もあります。山田町とか、大槌町とか陸前高田市、ここはもう完全に全滅しています。大槌町は町役場も完全にやられていますし、陸前高田市も完全にやられています。三陸のところに行くとき昔の津波はここまでですよ、みたいな表示があったのですが、それをはるかに超えているという凄まじい津波の被害だったということです。

【鈴木幹事長】

では、宮城県の実情について、内田先生よろしくお祈りします。

【内田氏】

宮城県内に限って言うと、県内の死者が今までで

約9,300名、行方不明者が2,800名、7月になった今現在でも県内約300箇所の避難所に約13,000人の方がまだ避難所生活です。県内の全壊した家屋が、これは集合住宅もあるので棟ではなく戸数で言いますが、67,000戸、半壊家屋が54,000戸です。被害額は県内に特化しては調べていないのですが、統計産業局で出した資料によれば、被害が全国で16兆9,000億円ということになっていて、やや乱暴ですがその3分の1近くは宮城県の被害になるのかなと。宮城県も岩手県と同様農林水産、特に被害が大きかった沿岸地域というのは、県内の南部で言えば農業地域、北で言えば漁業地域ですので、農林水産業に対する被害が非常に大きかったという特徴があると思います。

【鈴木幹事長】

山谷先生、補足で何か。

【山谷氏】

今回の地震は、なんといっても津波の被害が甚大でした。もともと宮城県沖地震というのは想定されていて、自治体ではそれを前提として色々な活動はしていたと思うのですが、これだけの津波というのは、何回も使われていますが、想定外の事態だったと思います。漁業関係、農業関係も津波の被害がかなりありました。地震だけではここまで被害は出なかったと思います。

【鈴木幹事長】

高橋先生、福島県の被害状況をお話いただけますでしょうか。

【高橋氏】

はい。死者1,600名、行方不明者370名余りというのが統計として出ているようです。福島県も沿岸部津波の被害が大きかったですが、それ以上に原発の関係で現在も公式的には10万人くらい避難しているとのことです。避難指示によって、福島県の人口は現在10万人くらい減っている、統計に表れない人数が全国に避難している、特に顕著なのは子どもたち、約1万人の子どもがいなくなっている。つまり放射能を恐れて県外に色々伝手をたどって行っている。避難先ですが、北は北海道から南は沖縄まで、全都道府県に渡って福島県民がちらばっているというような状況になっています。私も石橋先生のように被害額は調べてはいないのですが、福島県の場合はまだ被害が続いているということで“症状固定”に至っていない、そういう状況が最も特殊で、ですから例えば原賠法に基づく請求といっても仮払いの話しか今の所できないのではないかとということで、先が見えない状況の中でどんどん疲弊していくような不安にかられているというような状況です。



復興に向けての基本的視点とこれまでの取組み

【鈴木幹事長】

大変な被災状況だということを今おうかがいしたのですが、復興に向けてどういった考え方、方向性であるべきか、あるいはそれに基づいた各弁護士会での取組みはどうなっているか合わせてまたおうかがいできればと思います。



【石橋氏】

被災地は三陸沿岸ということで、いわゆる弁護士過疎地域です。被災地の弁護士は合計9名です。岩手弁護士会の会員は80名ですが、ほとんどが盛岡に集中しています。そうすると被災地の法的支援を

どのようにするのかということになると、結局、盛岡をはじめ内陸から弁護士が行って現地で行なわなければいけない、そういうことになります。うち80名の単位会で本当に小規模単位会です。被災地のマンパワーも足りない、県全体のマンパワーも足りない、これをどうやって、やっていくのかというのが大きな課題だと思っています。2つ目はやはり実際の被災地と離れているので、いかに情報をきちんと把握をして、特に本当に被災者の方が今どんなことで困っているのかということを中心に把握をしなければいけない、どうも盛岡にいと、やはり現地の雰囲気やわからない、細かいこと、人の機微も含めて分からないことがたくさんあると思うのです。そうすると被災地の方が今何を求めているのかということを中心に把握して、それに的確に対応していくことが大事だ、ということだと思っています。私たちは今も毎日本部で対策会議をやり、岩手弁護士会のメーリングリストを災害対策本部がそのまま使ってやってきている、毎日災害対策本部で議論したことを会員にすぐ終ったあと流すということをやっている、情報共有化を図っていくことで、被災地の需要が何なのかということを中心にアンテナを張って見ている、そういうことが大きな特徴としてあるのかなと思っています。

【鈴木幹事長】

勿論、震災とは関わりのないお仕事も当然抱えながらの話で本当に大変なのではないかと思っています。

【石橋氏】

はい。ですから私たちはすぐに他会の先生に支援を求めました。ですから、もう4月の11日から青森県弁護士会、秋田弁護士会はじめ、北海道4会、最初は近弁連、兵庫県弁護士会、大阪弁護士会、あとから京都とか近弁連の先生方に来ていただいて、わざわざ被災地に行っていました。その時に当会の会員が最初は2名、自分の車を運転して被災地に連れていきました。当時は被災地の一箇所です。4つの避難所の法律相談を毎日やっていました。土日曜も含めて。当会の若手会員が一生懸命車を運転して、当時は片道3時間くらいかかっていたのです。行って帰ってきて6時間です。被災直後は正に道路も悪いし、渋滞もしていますし、ということで本当にうちの若手の会員は大変だったと思います。

【鈴木幹事長】

宮城県ではいかがでしょうか？

【内田氏】

これだけ地域が広範で被災者が多いと復旧、復興の程度も地域や人によってもものすごくまちまちなのです。いまだに南三陸町でライフラインのうちの水道すら通っていないところ、電気はもちろん水道すら通っていないという土地があるわけです。そういう人達に対する支援ということ、仙台市の町中のように一応は普通の生活はできるという中で必要となる法的支援のあり方というのは多分違うのだと思うのです。そういうものがあるというのがまず配慮しなければならないというのが1つ。あとは法的支援を必要とする被災者というのは、電話でも現地相談でもいいのですが、法律相談に来る方だけではない、何十万単位で法的支援を必要としている人はいるから、法律相談だけに特化していたのではダメだ、つまり情報提供という形でどんどん弁護士会の方から被災者に情報発信しないといけないというのがあって、弁護士会のできる活動というのは、被災者に直接向けられた活動と、国や自治体へ向けた活動、いわゆる提言と言われる活動、あとは仙台会外の弁護士会の会員に向けた活動と大きく分けるとこの3つに分けられるのではないかなと思うのですが、そのバランスをうまく取りながら、特に会の役員になっている人達はバランスをうまくとっていきながら、やっていかなければいけないかなと、感じているところです。

【山谷氏】

仙台会は会員が360名ほどおりまして、その意味では活動はかなり広くできました。日弁連あるいは他会の支援は殆んど頂戴しないでできました。その意味では特に若手の先生方を中心にかなり活発に動いていただきまして、それは本当によかったと思っています。3月11日に震災があって、1ヶ月程度は仙台地裁も殆ど動いていなかったものですから、弁

護士としては日常業務と違うところで時間を割けたというのは時期的には幸いだったかなと思います。

【鈴木幹事長】

福島県の状況を高橋先生お願いします。

【高橋氏】

福島県弁護士会は153名の会員がいるのですが、福島と郡山で3分の1ずつ、残り3分の1が他の4支部にちらばっているという形なので、県としての組織的な活動が、他の150名規模の会と同じようにできるかというのと、そうでもなくて、どちらかという単位会が6つあって、それが連合体を作っているというような状況なので、マンパワーの集中という部分は非常に難しいところがございます。相談体制の構築というのは中々難しいということで、いち早く日弁連の方にフリーダイヤルができるということで、あれは3月23日くらいだったかと思うのですが、そちらに全部誘導するようにお願いして、各行政にもそういう案内を出しました。何とか3月29日から各支部でも電話相談を開始することができて、郡山、福島、会津若松の3箇所、3拠点で始めて、後でいわきがくっついてきたという形で電話相談が開始され、そうした中で各単位会から支援の申出をいただいて、最終的に郡山ビッグパレットには東京3会から毎日4名の弁護士さんに、4月11日からきていただいております。いわきの方には、いわきと相馬は関弁連から応援に来ていただいて、福島支部では27箇所の避難所の巡回相談をやり、郡山支部ではビッグパレットのほかの巡回相談を地元の会員でやり、白河は4箇所、会津若松は45箇所、会津若松には新潟に全面的に支援していただいて3月中から現地調査に来ていただいて、今でもずっと続けていただいております。相馬支部が22箇所の相談を相馬支部会員と関弁連から派遣していただいている先生方、いわき支部は28箇所、これもいわき支部の会員と関弁連の先生方に来ていただいてやっております。今回の一番の問題はやはり原発の問題で、原子力損害賠償の関係で、審査会で指針が出るのですが、一般の人たちがどうしていいかわからない、そういうことからこれは新潟県弁護士会が最初に作ってくれたのですが、新潟県の震災被災者ノートで、被疑者ノートにヒントを得て作ったものなのですが、それはいいものだというので福島県である程度改訂させていただいて、そういったものを10万部作ろう、被災者は10万人いるのだから皆に行き渡るようにという予算組みをしまして、とりあえず10万部一度に入れておくところがないので、1万部を作って6月25日県内8箇所で説明会を開いたところ、3,300人くらい集まりました。準備した1万部の被災者ノートはほぼなくなってしまいました。いわきは50名くらいの会場しか確保できていなかったところ、そこに600名くらい来て、非常に混乱しま

した。その反省があって7月10日にもう一度やったところ、関弁連から20人くらいの先生に応援に来ていただいて、スムーズに満足してお客さんにお帰りいただいたという報告を受けています。この被災者ノートというのは、とにかく今のうちから、記録を整理しておいて、証拠がなければ請求もできないので、そういうために作ってくださいということで、作りました。これの説明会を今度、全国でも各単位会の方で、これはいいものだというので、やっていただいたというところなんです。これによって不安を紛らわせる効果が考えられ、また、多数の被害者を組織化するに際し効果があると期待されています。次に迫っているのが、そうした被災者をどうやって受け入れて、組織だってそういう請求に導くのかという非常に頭の痛い問題があり、なおかつ、この間ADRの枠組みが出来てきたと新聞報道にされたのですが、今度それにどう関わっていくかということが大きな問題点として我々にのしかかってきています。

重要課題について政治に求められるもの

【鈴木幹事長】

先だっの東北弁連の大会でもシンポジウムで配られた資料の中にまだまだ課題がある、政治で置き去りにされている解決されていない課題たくさんあるわけですが、その中で特に近々にやらなければいけない、是非これはというものがそれぞれあるのではないかと思います。

【石橋氏】

今はやはり何と言っても既存債務の解消です。もうそれに尽きるというように思っております。やっと支援金が出てきて落ち着いた段階で請求が始まってきたのです。これを早く解決していただかなければ、相当な混乱が生じると思うし、ヘタすると自殺とかが多くなるのではないかと心配をしています。ですから、これを本当に政治の場で早急にきちんとした解決をしていただきたいと思っています。

【内田氏】

これが正に政治の問題だと思うのは、阪神淡路の時には個人の債務の帳消しみたいなものというのはおよそダメだという考え方が支配的でしたよね。この





震災が起きた直後はまだその考え方が根強かったと思うのですが、今は国会でも既に議論が始まっていますよね。むしろ焦点は既存債務を解消することの当否ではなく、どの範囲で解消するか、その具体的なスキームをどうするかということまでもうステージはきていますよね。

【石橋氏】

三陸津波は昔から何回も大きいのがありました。何回もやられて、何回も復興してきました。人もいっぱい亡くなっていますが、でも当時は個人も会社も基本的に借金がなかったのです。今の経済体制になってこういう大きな津波がきたのが初めてですよ。昔はゼロからの出発だったのです。今はマイナスの出発ですから、全然状況が違うと思うのです。それをきちんと認識してもらい必要があると思います。今は誰でもが負債を抱え、企業も当然負債を持って事業をやっているわけだから、これがきちんと解決しない限りは復興、復旧なんてありえないというように思います。

【内田氏】

私たちが「二重ローン」という言い方を嫌ってあえて「既存債務」という言葉を使っているのは、二重ではなく、まずはとにかくある債務を帳消しにするような状態を作らないと、復旧がまずできない。その時に何でもかんでも帳消しに、というわけにはいかないのです。仙台の弁護士会で1つ強く打ち出しているのは牽連性の問題です。必ずしも住宅に限りません。車で事業用か事業用でないかはともかく、牽連性のあるものの片方が失われて、債務だけが残っている状態というのは、それは何とかしなくてはいけないだろう、その牽連性のものさしではめたとときに今の民主党案でも自民党案でも漏れてくるものがでてくるのです。どうしても。ここは今仙台弁護士会が火つけ役になって全国で署名活動をやり、今日で確か15,000筆超えたと思うのですが、そこはやはり今議論になっているものには狭いのだと思うのです。

【石橋氏】

二重ローンにもなっていないですよ。車をもう1回買おうと思ったら、現金をどこかで用意してきて安い車を買うしかないのですが、その車も今中古車は値上がりしているじゃないですか。岩手は車がないと生活できません。ですから死活問題です。

【内田氏】

宮城県では146,000台の車が失われました。これは宮城県内の登録台数の1割です。

【山谷氏】

その意味では既存債務の問題と合わせて、例えば自動車を購入するか、これから企業を復興するにあたって現金をどうするかという問題、建物が被災した場合に、どうそれを元に戻すかという問題が

あって、仙台弁護士会では、1つは生活再建支援法の適用範囲と金額の問題を提言していますし、災害救助法の問題で現金給付という問題、それがないと既存債務はいいのだけれどこれからが見えてこないというところで復興に向けてすごく大きな問題があります。

【内田氏】

あと、立法自体を変えるという問題も勿論大事なのですが、災害救助法でいうと、厚生労働省の所管になっているのも私は間違いだといいますか、むしろ内閣府の方に移す方がよいのではないかと思います。生活保護で水際作戦やっているようなところに災害救助法をやらせるのは、やはり活動が消極的になるのです。法律の改正も勿論大事けれども、どこの官庁が所管するかというのも結構大事な気になります。

【石橋氏】

今の所管の話でいうと瓦礫の撤去もそうなのです。岩手県で最初、瓦礫の撤去が進まなかったのは、産業廃棄物は県の所管で家庭用のゴミは市町村の所管なのです。誰が監督、責任を持ってやるのかというのでもめていて、それで瓦礫の撤去も全く遅れているのです。ですから、今の所管の話とか、法律を分けて、そんなことをやっている場合かと言いたくなりますよね。

【鈴木幹事長】

福島県の場合は原発の問題、ADRも設置されるということですが、これは文科省のいまある原子力損害賠償紛争審査会の下に入ることですね。その点も含めて福島県弁護士会ではどういったような見方をされているのですか。

【高橋氏】

日弁連では内閣府に置くようにと働きかけを行なっているようなので、そういう方向で動くことが一番だろう、つまり枠組みを作るところの下にあればその枠組みの中でしか動けなくなってしまうので、それを超えるようなADRでの解決というのを望めなくなります。ですからその辺はやはり外してもらいような、そうでなければ今度の間指針ではこれは出来ないという形ではなく、これは出来るあとは白紙にしておく、そういうところでやはり本来の賠償の理論で解決ができるような道筋を残しておいて貰わないと我々も協力できないという格好で考えています。宮城、岩手の場合は、復興に向けて色々考えられるところなのですが、そこが見えないので皆そこまで行っていないということが福島県の置かれた非常に特殊な状況です。象徴的なのは被災3県のうち、自殺が一番多いのが福島県になってきたということです。このあいだ、93歳のおばあちゃんが「お墓に避難します」という遺書を残して亡くなってしまったという本当にショッキング

グな記事がありましたが、原発の避難に翻弄されてしまった、そういう不幸な結果を出来るだけ少なくしていく努力をできないかなというところが今考えているところです。それと、先ほど出ましたが災害救助法の23条の2項の運用によっては現金給付も出来るのです。そういうことが出来ないからうちの避難者がどういうことをいっているかという、避難所に居た方がいい、仮設が一杯できているけれども、そこに行くとガス代は払わなくてはいけなく、電気代は払わなくてはいけなく、自分で食事は調達してこなくてはいけなく、そんなところには移りたくない、なおかつ、原発の慰謝料の額が仮設に移ると低くなるので、こっちだと2万円高いからこっちにいるとか、3食ついているからこちらの方がずっといいというようなことになっているので、やはり復興のために目指すのだったらそれなりに、仮設に移ったからと言って、特に福島県の場合は、自分のところに戻れないわけですから、本来の自分の仕事にも戻れないのです。そういった中でそういう生活物資の支給と言うのは当然必要になってくるし、災害救助法上の建て付けで言えば、決してできないわけではないので、そういうところ、やはり行政に対する政治家の働きかけで本来の形はこうだから、こういう風にしろと、やって頂くことが大事なのではないかなと思っています。

【柳楽編集長】

福島県弁護士会として何かそういった運用、現金給付の運用をやるべきだみたいな、声明なり何かは出されたのですか。

【高橋氏】

はい。弁政連の方で、議員さんに意見書を送って接触を図っております。こちらは、弁政連の支部、普通はだいたい当会で意見書を出したり、提言とか会長声明でやっていたのですが、議員に直接働きかけした方がいいだろうということで、弁政連で動いております。



今後に向けて

【鈴木幹事長】

長いスパンで私たちは取り組まないといけないと思うのですが、今後続けていくために、どういうところに気持ちを定めていかないといけないかという

ことをおうかがいしたいと思います。

【石橋氏】

私たちが最初のうち法律相談と称して現地に行っても、そんなに相談は無かったわけです。先程内田先生がおっしゃっていたように、必要なのは正に情報提供でした。現地に行くと色々話を聞いていると、そういうことがだんだん分かってきて、色々な制度があるのだけれど、被災地の人は知らない、そういう情報をきちんと分かりやすく提供してあげることが、それが一番大切なことなのだとすることでやってきました。色々な支援制度をはじめ、相続のことも色々伝えてきたわけですが、それでやっと法律問題になってきたというように思っているのです。最近の電話の相談も被災地での相談も相談時間は長くなっているのです。それは正にきちんと色々な情報が伝わって色々なことが分かり始めて、それで法律問題にだんだん入ってきているのです。やっと私たち法律専門家の出番が出てきたというように感じています。この先も復興の取組みには何年もかかるというように思っております。そうするとやはり腰を落ち着けて、うちはもう会員が全部本部対策委員になってオール岩手でやろうとしています、それをずっと何年も続けなければいけないと思っています。

【内田氏】

阪神淡路の先生方から色々聞いたことで役に立ったことがいっぱいあるのですが、そのうちの一つに一生懸命やればやるほど必ずどこかでプツンと糸が切れる時期が来るので、その事を初めから想定してむしろ取り組んでくださいと言われたのが非常に役に立っています。もう一つはとにかく息の長い話なのだ、特に町づくりまで考えていったら10年20年かかる話で、今阪神淡路の先生方、あれから15、6年経つわけですが、今でもやっておられます。それだけ息の長い話なのだ、息の長い活動をやっていくためには、いくつかありますが、3つでしょうか、組織づくりの問題と、マインドといいますかモチベーションの維持といいますかその問題と、財源、お金の問題とこの3つ必要なのかなと思っています。

【鈴木幹事長】

高橋先生、秋からはそろそろ原発の方も本格的に動き出すような。

【高橋氏】

そうですね。ADRが9月1日スタートと聞いておりますので、それに向けて。ただ地元会としてADRのパネルに審査員を出すわけではなくて、一応福島地方事務所長の人事だけ決めればよいような、そして後申立代理人を地元で引受けるというイメージであります。我々は当然パネルにはなれないと思うのです。皆被災者ですから、我々は。ですの



で、ADR 自体の運営、そこが心配なのが1点。それと、これだけ被災者が多いので、弁護団になるのか、とりあえず受任者名簿みたいなのを作って、ニーズだけまとめておいていつでも動けるようにしておいて、弁護団に動かしていくのか、そういったものを全国組織で作っていかなくてはいけないのではないのかと思います。各県に皆さんちらばっているのです、その情報の均一化ということをまず考えなければならぬので、その一環としては被災者ノートという共通のツールで取りまとめていってそちらの手續に乗せるという作業にする手掛りはあるのですが、今までの消費者訴訟の弁護団とかと全然イメージが違うので、どんな風にしてできるんだろうと、事務局もむしろ日弁連に設けてもらって、現地事務所ということで福島県でもやるけれども全国の力を結集した組織づくりということを、これから日弁連にもお願いするような格好でいかなければいけないのかなということは今単位会では話しあっております。

【鈴木幹事長】

ありがとうございます。原発の問題だけではないのですよね。

【高橋氏】

そうですね。

【鈴木幹事長】

津波でさらわれてしまったこともあるし。

【高橋氏】

そうですね。ただ、現地に行けないから被害の実情さえ分からないのです。とにかく原発が収束しないと先に進まない。原発が終わらなければ自分のところに戻れないので、他の復興の枠組みと全然

違ってくるわけです。ですから、これはある避難者の方がおっしゃっていたことですが、当然30年以上戻れない場所があるとすれば、そのところを政府が全部買い上げてくれて、あなたたちこちらに住みなさいよ、それで買上げたお金が復興支援になるというようなイメージ、それほど大鉈を振るわないとなかなか大変なのではないかと思っています。



全国の弁護士と政治に向けてのメッセージ

【鈴木幹事長】

最後に、全国の弁護士会、弁護士、あるいは、政治をされている議員さんに向けてメッセージをいただければと思います。

【石橋氏】

今まで何とかやってきましたけれども、先程も言いましたが、先の長い話だと思います。それで、うちの会は、小単位会ですので、当然全国の弁護士、弁護士会の方に色々な支援をお願いしないといけないと思っています。今私たちが考えているのは、ADRをどうするかというのが1つ大きな課題になっています。2つめの課題は被災地の復興にどう関わっていくか、町づくりにどう関わっていくかというのが大きな課題になっています。これはうちの会だけでは到底できることではありません。マンパワーもそうですし、情報とか知識も含めて、そういうことで色々な弁護士の先生方、弁護士会に色々な支援をお願いしたいというのが1つです。色々な相談等を行っている中で、色々な政策課題が見えてきます。その時に地元の選出の国会議員はじめ、首長である、県知事とか市町村長にも色々提言とかをさせていただくことになっていくと思います。それと弁政連の組織を通じながらやっていくことも有効だと思っております、そういう国会議員の方とか自治体の首長さんにも色々働きかけていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

【内田氏】

福島が一番多いと思うのですが、宮城県から全国の県外へ避難しているという人達もかなりいて、それこそ沖縄から北海道まで全国にいます。どこにも避難者はいるのです。その事を時折思い出していただきたいということがあります。被災地じゃないと、ニュースとかになっているうちはいいですが、半年、1年たつと忘れるのはしょうがない話だと思うのですが、時々思い出してほしいし、皆さんが住んでいるところにも必ず被災地から避難した被災者がいらっしゃいますので、そういった方々に目配りをよろしくお願いいたします。震災ADRを決めたのが4月中旬くらいで、昨日までで既に199件の申立てがありました。ここ3~4年間の仙台での普通のADRの件数は年間100件くらいでしたから、3ヶ月で199件というのはかなりの件数です。もう職員が悲鳴を上げていまして、7月19日から東京弁護士会から職員の方を交代で2人ずつ当面の間派遣していただくことになっていて、これは非常に有難い援助なのですが、そういった事もやりながら、今後、事件処理、住民に対してやっていかなければいけないです。本当に今回色々な支援、色々な弁連、単位会、日弁連から受けていますが、時折思い出してい

まだに復興支援に携わっている弁護士達がとりわけ被災会中心にいるということを思い出しながら、またこちらが求めたときには援助をしていただければと思います。

【山谷氏】

2点ありまして、1点は仙台会の会員の先生方ですが、今まで救助、復旧の過程で政策提言を出させていたでいて、一部は実現しているのですが、先ほど内田弁護士がおっしゃったように、我々の提言がどう生かされているか、生かされていないのか、現地調査で検証する段階にきているのだと思います。もう1つはこれから復興にあたって、我々弁護士がどういう関与の仕方ができるのか、それこそ専門家として色々なノウハウはありますので、住民の方のご意見をどう政策に反映できるのか、問われている時期かなという感じはします。日弁連の委員会のメンバーの立場からいうと、やはりこの震災の件は1年、2年の問題ではなく、10年20年見据えた形で動かないといけないものですから、ある意味では地元の単位会が息切れしたときにどうカバーいた



ただるかという辺りが常に念頭に置いていただかないといけないかなと感じがしています。あとは、弁政連の役割としては政治の面がありますので、その辺り各单位会を日弁連から出された政策提言をどう政治の場に働きかけられるかというところを改めて意識しないといけないかなと思っている次第です。

【高橋氏】

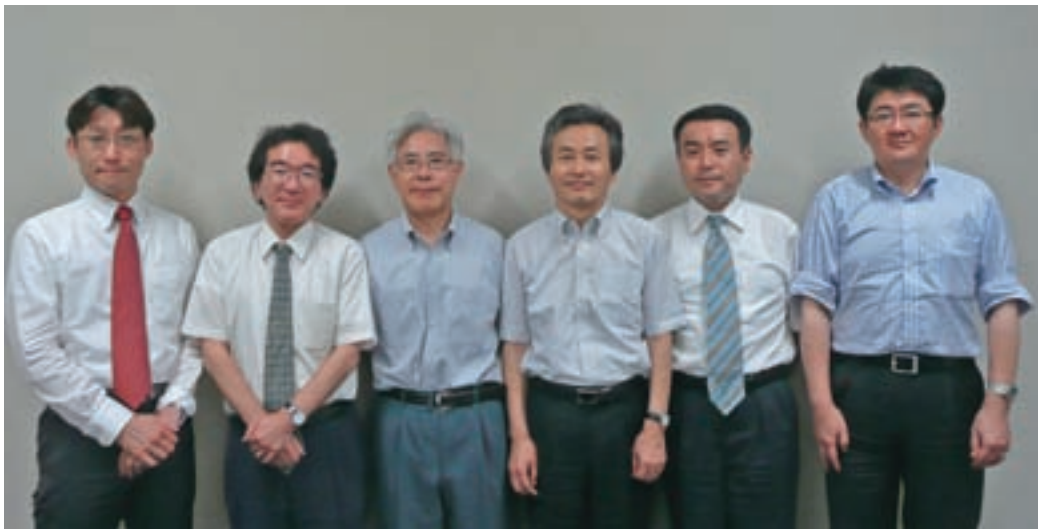
【高橋氏】

はい。もう皆さんおっしゃった通りで尽きているかと思うのですが、福島県の場合は原発の問題が収まらないと復興にベクトルが向かないという特殊な状況があります。本当に最後まで全国の皆さんのお世話になるかと思うのですが、一つ息の長い支援を今後ともいただければと思っております。多分今の所はまだバタバタ、バタバタ動いているのでいいと思うのですが、先程内田先生がおっしゃったようにどこかで息切れしてしまうので、そういった際に、お願いしますといった時に動いてくれたりとか、また、弁政連に関してはそうやって各地の弁護士が動いているということをもっと政治家に分かってもらうようなやり方も工夫していただきながら、1日も早い復興を助けていただければと思います。

【鈴木幹事長】

短い時間でしたが、大変有意義なお話をいただきました。全国の会員の皆様におかれましても、今日の話は是非共有化していただいて、政治の場と接するあらゆる機会ですそれを届けるということを心がけていただければと思います。本日はありがとうございました。

(平成23年7月12日 於仙台弁護士会館)



東日本大震災における 日弁連の被災者支援活動の取組み

本年3月11日に、国内観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北地方太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらしました。死者は1万5,000人を超え、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による被害者を含め、8万人以上の避難者が、今もなお厳しい環境での生活を余儀なくされています（数字は9月6日現在のもの）。

日本弁護士連合会は、これら東日本大震災の被災者支援のため、地震発生当日に、東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部を設置し、各弁護士会や関係機関と連携しながら、法律相談等の様々な取組みを行ってきました。紙面の都合上、ここではその一部を紹介しますので、詳細については、当連合会ホームページ等を御覧ください。

●政策・立法提言

被災者支援のための施策のほか、いわゆる二重ローン問題及び原子力発電所事故等の対応について、適宜、意見書等の政策・立法提言を行い、必要に応じ、関係省庁に対しその実現を要望しています。

●東日本大震災電話法律相談

（主催：日本弁護士連合会、日本司法支援センター、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）

2011年3月23日から実施している東日本大震災電話法律相談では、117日間で4,135件の相談が寄せられており（9月8日現在）、日別及び内容分類別の相談件数を公表しています。

●外国人のための東日本大震災電話相談

（主催：日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの協力を得て、国内在住の外国人からの相談に対応しています。

●中小企業者向け相談窓口「ひまわりほっとダイヤル」

中小事業者向けの常設の相談窓口において、東日本大震災に関連する相談も受け付けています。

●被災女性のための東日本大震災電話法律相談

（主催：日本弁護士連合会 NPO法人全国女性シェルターネット）

DV・性暴力・解雇や雇い止め等の労働問題を含む法律相談について、女性がおもわぬ困難や被害に直面したときに、いつでも、どこからでも、無料でかけられる「パープル・ホットライン」に協力し、東日本大震災の被災女性からの相談も受け付けています。

●宮城県下震災避難所無料法律相談

（主催：日本弁護士連合会、仙台弁護士会、日本司法支援センターほか）

2011年4月29日から5月1日までの3日間で実施した宮城県下震災避難所無料法律相談では、宮城県内の避難所等95箇所へのべ約300人の会員を派遣し、のべ1,153件の相談を受け付けました。

●東日本大震災法律相談情報のデータベース化及び分析作業

東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部において、当連合会のほか各弁護士会において実施している法律相談について、その相談情報の集約・分析を行い、2011年6月に第一次、8月に第二次の分析結果を公表しています。当連合会が把握しているだけでも、相談件数の累計は、9月上旬までに2万7,000件を超えています。

●「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」

東日本大震災によって生じた、いわゆる二重ローン問題への対応のため、金融・商工団体、法務・会計の専門家、学識経験者等で組織された個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会が策定した「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が8月22日から適用開始されています。

ガイドラインに基づく手続は、第三者機関の一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」において行われ、当連合会は、債務者の債務整理の申出や弁済計画案の策定等を支援し、また、弁済計画案の確認報告書の作成等を行う「登録専門家」として、既に448名（9月7日現在）の会員を推薦しています。

今後も、ガイドラインに基づく実務に全面的に協力しつつ、この制度が被災者にとって、より

使い勝手の良い制度となるよう、改善を求めていくとともに、今後も残された課題の解決のために、被災債務者が不合理な債務から解放される立法等の制定に向けた活動を継続していく所存です。

●原子力損害賠償紛争解決センター

東京電力福島第一、第二発電所事故によって生じた損害の賠償問題に関し、被害者と東京電力が賠償額等について合意に至らない場合に、無料で和解を仲介する「原子力損害賠償紛争解決センター」が文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会に設置され、9月1日から業務を開始しています。

当連合会は、各弁護士会からの協力を得て、実際に事件の仲介を行う「和解仲介委員」に会員128名を、和解仲介委員を補佐する「調査官」等に会員18名をそれぞれ推薦しています（数字は9月8日現在のもの）。

●原子力損害賠償に関する説明会等の開催

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会におい

て、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故の被害者に対する損害賠償制度の枠組みの検討・整備がなされています。

弁護士会では、損害賠償制度について、主に各都道府県内に避難している被災者の方々を対象に説明会等を開催し、原子力被災者・記録ノートの配布及び記載方法の説明や個別相談等を実施しています。

●東日本大震災の被災者が抱える既存債務からの解放を求める署名活動

仙台弁護士会が中心となり、全国の弁護士会及び会員、市民の皆様の協力を得て、東日本大震災の被災者の抱える住宅ローン、自動車ローン、事業用資産のリース等の既存債務から、速やかに被災者を解放するための立法化を目指し、国会に請願を行うための署名活動を行いました。

2011年7月26日までに、全国から10万7,460筆もの署名が寄せられ、翌7月27日に、衆議院議長及び参議院議長に対し、署名を添えて請願書を提出しました。

（日弁連作成、2011年9月現在）

弁護士会会員である大臣等の紹介

枝野幸男氏が経済産業大臣

経済産業大臣
原子力経済被害担当

衆議院議員 埼玉5区 当選6回
第二東京弁護士会所属 43期
2002年 民主党政務調査会長
2010年 行政刷新担当大臣（2月～6月）
民主党幹事長（6月～9月）
2011年 内閣官房長官（1月～9月）



副大臣

農林水産副大臣 筒井信隆
衆議院議員 新潟6区 当選5回
新潟県弁護士会所属 22期
2009年 衆議院農林水産委員長
2010年 農林水産副大臣
2011年9月 農林水産副大臣(再任)



支部報告Ⅷ

静岡県支部 熱気あふれる政治家との交流

静岡県支部長 小野 森男



小野森男支部長

ここ数年、静岡県弁護士会も新人登録で会員数が急増している。平成23年5月で見ると静岡支部145名、浜松支部87名、沼津支部119名の総数351名になった。当然弁護士の職業的将来像は厳しく

なるが、この危機感は、若い弁護士に政治に目を向かせる良い機会ともなると思う。そのきっかけとすべく、今年は1月から2月にかけて静岡・浜松・沼津の三会場で政治家との新年会を開催した。

新年会の狙いは3点、弁護士が電話一本で会話の出来る政治家を友人に持てるようにすること、首長と接し弁護士が地方行政に関与出来るようにするこ

と、弁護士が政治の世界にステップアップする土壌を作ることである。今年は第1回だが、政治家側は国会議員、首長、県議員、市議員、弁護士は若手多数の参加を得て、三会場とも50~70人の熱気あふれる交流の場となった。とりわけ若い女性弁護士が多数参加し意欲的だったのが印象的だった。

数年間このような試みを繰り返せば、弁護士が立法とも密になるという流れが必ず出来ると信じている。弁政連静岡県支部の会員数は創立後7年間75名から少しも増えていないけれど、いずれ増加に転ずるでしょう。

なお、静岡県弁護士会は、6月18日(土)市民集会「東日本大震災が問う法律家の使命—法曹養成フォーラムに向けて—in静岡」を、宇都宮健児日弁連会長を迎えて静岡市内で開催した。多数の国会議員の参加を得て、盛会で意義ある集会となったが、弁政連静岡県支部会員の力添えに感謝申し上げる。

沖縄支部 活動状況について

沖縄支部幹事長 上原 義信



竹下勇夫支部長

沖縄支部は、平成19年5月に設立され、この4年間中野清光弁護士を支部長として活動してきました。設立当初は、10名程度の会員でしたが、現在は24名の会員となっています。しかしながら、

現在の弁護士人口の増員状況からすると、当支部の会員拡大は喜べる状況ではありません。会内の若手会員に対し、弁政連の活動内容やその影響力をよりアピールし、更なる会員拡大に努めていきたいと思

います。当支部の活動については、毎年定期的に総会や懇親会を開催し、活動状況の相互確認を行うと同時に親睦を深めております。また、対外的には沖縄県選出の国会議員との面談を通じて様々な要望を実行しています。特に、本年度から支部長に就任した竹下勇夫弁護士は、平成22年4月26日付の要望書において、司法修習生への給費制が廃止された場合の、修習に起因する疾病・傷害に対する司法修習生のための補償制度を早急に策定するよう、沖縄支部長を通じて日本弁護士政治連盟理事長に要望を行うなど、弁政連組織を積極的に活用しています。これからも弁政連活動を通じて沖縄らしい目に見える提言を続けて行く予定です。

千葉景子元法務大臣との懇談・懇親会報告



6月17日、新橋の新橋亭新館にて、弁政連企画委員会主催で、千葉景子元法務大臣との懇談・懇親会が開催され、平山弁政連理事長、尾崎弁政連企画委員会委員長等28名が参加した。冒頭、千葉元法務大臣から、在任期間中の経験を踏まえて、法務行政の矛盾、法務行政に弁護士の果たすべき役割、また震災後の復興に弁護士の果たす役割について、お話しいただいた。千葉元法務大臣は、法務省が、権力行使と人権擁護という相対立する部署を抱えているという構造的矛盾点、国内における多数と国際的な多数が異なる点、法務行政に民の力を取り込んでいく必要性等を指摘され、社会の隅々まで、法の支配を及ぼし、法曹が責任を果たしていくことが重要であり、法曹人口増加の歩みを止めてはならず、法務行政を含め国の機関、政治にも弁護士が進出して行って欲しいと述べられた。また、震災後の復興についても、多数と個人の対立の調整が必要となる旨指摘され、弁護士、日弁連が積極的に役割を果たしていく必要性を述べられた。講演後は、千葉元法務大臣に参加者の各テーブルを回りいただき、弁政連の若手メンバーを含めた参加者とざっくばらんに懇談いただき、大変有意義な会合となった。

(企画委員会事務局長 上山 直樹)

仙谷由人官房副長官との昼食会報告



7月9日、弁政連企画委員会の主催で、仙谷由人内閣官房副長官との昼食会が開催されました。弁政連からは、平山正剛理事長、尾崎純理副理事長他37名が参加しました。仙谷内閣官房副長官は、東日本大震災の復興について、「復興にはハード・ソフトのいずれの面も重要であるが、ソフトの面の進行が遅れている。ハードとソフトの連携が、不透明になってしまっている。」と指摘されました。また、原発の問題については、「問題の全体像を分かっている人間が少なく、官僚の動きを鈍らせている側面がある。」と指摘されました。仙谷内閣官房副長官は、こうした状況を解決するため、政治家が前例踏襲主義・法律解釈の硬直化を打破する必要があること、政治判断のリスクは政治家が負うという姿勢が重要であること、判断のために必要な情報を常日頃収集する必要があることを、ご自身のご経験を踏まえて熱意を込めて語られました。

(企画委員会副委員長 関口慶太)

神奈川支部の被災地訪問報告



「合宿旅行」

当支部では、会員増強のための具体的検討と会員の親睦を図るために、8月6日から9日まで福島・宮城・岩手への合宿旅行を実施した。この合宿では、二つの成果を得た。一つは、福島の酒造会社の社長が「今日初めてのバスのお客で、本当に嬉しい。」と時間を延長して酒造りの説明をして下さり、復興への意気込みの力強さに、参加者の全員が感動を覚えたこと。二つは、会員増強の具体策について目途の立ったこと。①11月頃に県内3か所で、市議員と若手弁護士の夕食会を企画。②その際に当支部の会員である千葉景子元法務大臣に1時間程度の講演を願う。③これにより知り合いになれば、後援会の方の問題については、議員からすぐに弁護士を紹介でき、司法アクセスをより一層容易にし、若手弁護士の職域拡大にも繋がる。

なお、この合宿にあたり、3県の各支部長には、情報提供をして戴き、本紙上にて厚く御礼申し上げます。

(神奈川支部長 杉崎 茂)

石川県支部設立総会報告



北陸では最初の支部設立となりますが、今後は、31%の組織率を更に上げていくと共に、国会議員等との連絡を密にして、活発に活動をして参りたいと思います。
(石川県支部事務局長 小堀秀行)

6月24日、KKRホテル金沢にて弁政連石川県支部の設立総会と披露パーティーを開催しました。

設立総会には、本部より山岸副理事長、鈴木幹事長、中部弁護士会連合会から作井常務理事の参加を得て、出席会員30名により、規約、人事、活動方針が満場一致で承認されました。

披露パーティーでは、奥田建衆議院議員、近藤和也衆議院議員、馳浩衆議院議員、山野之義金沢市長、また、地元の各政党県役員などの出席を得て、活発な意見交換がなされました。特に、東日本大震災に関する諸施策等について、弁護士の活動に対する謝意が述べられたほか、更なる活躍を期待するという熱いメッセージも頂きました。

鹿児島県支部設立報告



法曹人口問題や法曹養成フォーラム、また取調可視化などに関して貴重なご意見を頂くとともに、弁護士の活動に関する謝意と、更なる活動を期待するという熱いメッセージを頂きました。

現在、支部の会員が30名であり、組織率は20%となりますが、今後、ますますの会員の拡大を図ると共に、国会議員との意見交換等の活動を積極的に行っていく所存です。
(鹿児島県支部長 井上順夫)

8月20日、ホテル・レクストン鹿児島にて弁政連鹿児島県支部の設立総会と披露パーティーを開催しました。

設立総会には、本部より平山正剛理事長、鈴木善和幹事長、福島進事務局の参加を得て、出席会員34名により、規約、人事、活動方針が満場一致で承認されました。

その後の披露パーティーでは、川内博史衆議院議員、徳田毅衆議院議員（代理出席）、小里泰弘衆議院議員（代理出席）、森山裕衆議院議員、打越明司衆議院議員、皆吉稲生衆議院議員、野村哲郎参議院議員、尾辻秀久参議院議員、保岡興治元法務大臣、金子万寿夫鹿児島県会議長、森博幸鹿児島市長、上門秀彦鹿児島市会議長の出席を得て、活発な意見交換がなされました。特に、司法改革に関連し

支部人事について

石川県支部

支 部 長 今井 覚
副支部長 久保雅史、西村依子
理 事 山崎正美、二木克明、浅野雅幸、山腰茂広
細見孝次
監 事 粟田真人、中西祐一
事務局長 小堀秀行

鹿児島県支部

支 部 長 井上順夫
副支部長 上野英城、森 雅美
理 事 永山一秀、新納幸辰、鳥丸真人、福元紳一
堂免 修、笹川竜男、新倉哲朗、鴨志田祐美
監 事 永阪正弘、末永睦男
幹 事 長 堂免 修

編集後記

大震災関連のウエイトの高い号となりました。復興の進展を祈ります。(いいだ)
震災から半年、一日も早い復興を祈ります。(いであい)
また内閣が替わりました。政治の前進を期待します。(なぎら)
今号から参加させていただきました。今後ともよろしくお祈りします。(おがわ)